

平成25年12月18日

【事務局】 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、ご了承いただきたいと思っております。カメラ撮りにつきましては、事前をお願いしてありますように、議事に入るまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

本部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除いて、一般には非公開となっております。また、議事録は委員のお名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて、公開することとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、まず最初に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。配付一覧が議事次第の後に入っているかと思っております。資料1が委員名簿、資料2が今回の報告（案）でございます。それから資料3が今後のスケジュールでございます。それから参考資料の1として、これまでいただいた委員のご意見をまとめたもの。参考資料2が、これまでの資料をまとめたものでございます。欠落等ございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは最初に定足数の確認をさせていただきたいと思っております。本日は建築分科会委員、それから臨時委員の合計14名中10名の方、現在のこの10名の方にご出席いただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それから今回、新たに委員の交代がございました。専門委員としてご参加いただくことになりました委員をご紹介させていただきます。〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 本日は〇〇委員、〇〇委員におかれましてはご欠席とのご連絡をいただいております。それから〇〇委員は若干おくれられるということでございます。

それでは、以降の議事につきましては、部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 はい。委員の皆様方には寒い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。それでは、ただいまから第10回の建築基準制度部会の議事に入らせていただきます。お手元の資料の一番上にあると思っております。本日の議事は、今後の建築基準

制度のあり方、その中で木造関連基準等の合理化と、及び効率的かつ実効性のある建築確認制度等の構築、その第二次報告の案でございます。今まで春から何度か部会を設けて、皆様方からご意見をいただいておりますこの木造建築と建築確認制度のあり方ということでの、本日が一応形になった形での原案審議ということでございます。

それと、その議事後の意見交換というのが本日の議事ということでございます。

それではまず事務局より議事1の、今後の建築基準制度のあり方について、「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性のある建築確認制度等の構築に向けて」（第二次報告）（案）につきましては、これは資料2につきまして、事務局より資料の内容のご紹介をいただきたいと思っております。これは事務局のほうからお願いします。

【事務局】 では、資料2で説明させていただきます。資料2、まず目次をめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。概要説明させていただきます。まず、「はじめに」でございますが、この当部会におきまして、新たな技術の導入や、設計の自由度の向上が促進されるかつ柔軟な規制体系への移行という基本的な方向を踏まえた木造建築関連基準等のあり方について。また実効性が確保され、かつ効率的な規制制度への見直しという基本的な方向を踏まえた、構造計算適合性判定制度などの確認検査制度のあり方、また既に報告いただきました耐震改修に関して、これが審議内容になっていることをまず「はじめに」で確認させていただいてございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。まず1つ目でございます。今挙げました課題の中の1つ目、木造建築関連基準等のあり方につきまして、まず現状と課題について、記述させていただいてございます。現行の基準を受けまして、火災時の建物の利用者の安全性確保、市街地火災の防止等の観点から、防火上、避難上の対策が求められていたと。

その中で、建築基準法21条2項というところに行きまして、火災の拡大を3,000平米以内に抑えることを目的に、主要構造部を耐火構造とすることが義務づけられていると。

また、27条というところにおきまして、在館者の安全な避難、救助が確保できるよう、階数、または面積に応じて耐火建築物等にすることに義務づけられておりまして、例えば学校については、3階建ての場合には、耐火構造建築物をしなければならないということがされてございます。

これにつきまして、種々の社会的要請を受け、木造建築物の耐火性に関する検証がこれまで行われてきているということを書かせていただいております。

2番目、この整備基準促進に向けて、早急に講ずべき施策についてでございます。国に

おきまして、この木造建築物の耐火性等に関する検証の成果、これらを踏まえまして、建築層、規模、階数に応じて、構造を規制する基準について合理化を図るべきである。で、この際、この新技術の導入の円滑化、設計の自由度向上のために、性能の規定化を図りまして、一般的な構造方法等を明確に定めるということ、もう一つは国土交通大臣が認定する制度を整備する必要があるのではないかとということでございます。

具体的に、先ほど申しました21条2項、大規模のほうの話でございますが、これに関しましては、通常の火災が終了するまで、延焼を防止できる性能を有する防火壁などで有効に区画した場合には、床面積3,000平米を超えて建築することが可能となるよう規制を見直す必要があるのではないかと。また、建築基準法第27条、規模用途に関する制限のほうでございますが、これに関しましては、在館者の安全な避難・救助が完了するまで、建築物の倒壊・崩壊、延焼の拡大及び煙の拡散を防止できる場合には、3階建ての学校等について、木造の準耐火建築物とすることが可能となるよう規制を見直すべきではないだろうかという点でございます。

続きまして2番、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方でございます。まず1番目、現状と課題のところにおきましては、建築基準法における一連の確認・検査等の流れにつきまして、確認的に書いてございます。ここに設計段階、工事段階、使用維持管理段階の一連の手続きが、建築基準法に応じて規定されていることについて(1)で記載させていただいております。

(2)でございますが、構造計算適合性判定制度につきまして、記述させていただきます。この適判制度につきましては、確認審査を補完するものとしたしまして、専門的な能力を有する者が構造計算の詳細な過程等の審査を複層的に行うことによりまして、6ページで行います、計算審査の質の確保に大きく寄与しているというものでございます。

これにつきましては、平成20年の制度を、制定当時は約100日間を審査に要してございましたが、その後の運用改善により、現行では50日ぐらいで定常的に推移してございます。ただ、これに関しまして、次のように新たな課題が明らかになっているというものでございます。

まず①で、適判の流れでございますが、この制度は建築士の方が、建築主事などの確認検査機関のほうに審査を行いまして、その後その建築主事さん等が、判定機関に適判を求めるといった流れになってございます。このために、この審査の段階で構造計算に誤りがあると、設計全体が大幅な見直しにつながるというような問題がございます。このため、

構造計算の判定業務を確認審査を最初の段階で行うことが効果的であり、手続の改善等が求められているという課題がございます。また構造計算適合性判定の質の確保の観点におきましても、課題が現在ある状況でございます。

続きまして、②、この判定機関の指定の関係でございます。現在、この適判機関の指定は、この機関の業務区域にかかわらず、都道府県知事が行うということになってございます。この指定状況、ここに書いていますように、平成25年10月時点での指定状況につきまして、説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

この指定状況でございますが、ここの数字、細かく書いてございますが、とにかく1つの構造計算判定機関が業務を行う地域というのは広域化が進んでいると。1つの機関が広い区域で業務を行っているという実態が出てございます。このために、この判定機関の広域化、またそのような広域なものに関しましては、都道府県にある監督体制がなかなか行き届かないと、そういう実態を踏まえまして、的確に機関を監督する体制整備が必要となっているという課題を認識してございます。

続きまして、③でございます。この適判の対象でございます。現在、この適判の対象となる構造計算は、原則といたしまして、限界体力計算、保有水平耐力計算、いわゆるルート3、及び許容応力度等計算とされてございます。この計算は構造種別ごとに規模、階数から決まっております。

ここに関しましては、件数の日数の現状等をその後に幾つか記載してございますが、この結果、このルート2に関しましては、階数3以下の木造住宅で、軒の高さが9メートルを超えたものですか、鉄骨造の住宅で柱の間隔が6メートルを超えたもの、階数1の工場で柱の間隔が12メートルを超えたものなどが多くなっているという実態がございます。

また、この指定機関等の審査体制に関しましては、一方で審査能力の向上を図る取り組みがいろいろ展開されてございます。また専門知識の取得を務める動きも全国各地で行われているという実態がございます。

さらに国交省が実施した調査によりますと、このルート2に関しましては、単独で十分な審査が可能としている機関が約8割でございます。また、講習・研修等により将来的には審査可能という回答を含めますと、約9割という実態がございます。こうした状況を踏まえまして、ルート2に関しましては、一定の条件のもとでございますが、対象の合理化を検討する必要があるのではないかとということがございます。

また、このほかに、8ページの上のポツが3つほどございますが、エキスパンションで切られているような建物の場合で、増改築の際に一定の構造制限の緩和措置が講じられている場合、これらの全体計画の認定手続がある場合、こういう場合には適判の手続に関しましてもう少し合理化する必要があるのではないだろうかということで、適判対象について再検証をする必要があるという課題でございます。

続きまして④、判定員の充足の状況でございます。判定員の充足の状況につきましても、アンケート調査が行われてございますが、このパラグラフの一番最後のところでございますが、全体の2割程度の機関で不足しているという回答がございました。また、常勤の判定員に限って言いますと、約6割が60歳以上という現状がございます。こういう観点から、将来を見据えた構造計算判定員の確保が必要であるという課題がございます。

続きまして、適判の話はここまででございます、(3)、専門性の高い分野における確認審査に関してでございます。現在昇降機ですとか遊戯施設といった専門性の高い機械につきましても、建築主事などが確認審査を行うこととされています。しかしながら、制動装置ですとか、制御器などに関する技術の高度化・複雑化が進んでおりまして、この建築主事等の審査が非常に困難な状況となっております。このために、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与する審査のあり方を検討する必要があるというものでございます。

続きまして9ページでございます。(4)、この建築確認制度における手続等のところでございます。まず①といたしまして、計画変更の課題がございます。現在、建築確認を受けた計画から変更する場合には、その都度計画変更の手続が行われてございます。ただ一方、軽微な変更のものに関しましては、手続は不要とされ、中間検査・完了検査の段階で届出のみで足りるというように措置されてございます。

近年、建築物の大規模化等に伴いまして、計画変更というのは非常に多くなってございます。これにつきまして、軽微な変更の内容につきまして、実際の建築工事の実態を踏まえた見直しが必要となっているというものでございます。

②型式適合認定というものでございます。型式適合認定という制度は、この型式が建築基準に適合することをあらかじめ国土交通大臣が認定し、それによって一定の審査を不要とすることによりまして、建築主・主事の双方の同意を得まして、負担軽減を図るものでございます。ただ、現状、この住宅全体の設計仕様を1つの型式ルールとして定めて申請することが求められておりまして、ハウスメーカー、バリエーションごとに認定を取得す

ると、1つの住宅シリーズで100近い型式適合認定を取得するというような計算がございます。

このため、一部の仕様に変更が生じると、変更のための手続が大きな負担になっておりまして、この型式内容の変更に関しましてはも十んなに対応しているようなケースもある。

認定を受けた型式について、新しい住宅部品等の導入や技術基準の改正に伴い、一部の仕様に変更が生じれば、他に変更がない場合でも全ての型式適合認定の更新が必要となり、変更のための手続が大きな負担となっている。型式内容の変更に対して柔軟に対応できるよう制度のあり方を検討する必要があるというものでございます。

③仮使用承認の課題でございます。仮使用承認に関しましては、指定確認検査機関が建築確認を行った建築物に関しまして、現在は特定行政庁が仮使用承認を行うことになってございますが、特定行政庁が仮使用承認を行う場合、改めて建築計画全体を理解した上で審査する必要があり、審査に時間を要する結果となってございます。このために、仮使用の承認が円滑に進むよう手続のあり方を検討する必要があるというものでございます。

つづきまして(5)、10ページでございます。お願いいたします。定期調査・検査報告制度及び維持保全の関係でございます。まず①定期調査・検査報告制度でございます。現在この定期報告に関しましては、ここにありますように、特殊建築物71.2%などのように、一定の範囲にとどまっております。報告率の向上が重要な課題となっております。

定期調査・検査の対象に関しましては、現在特定行政庁が必要に応じて指定するという形になってございます。しかしながら、この安全性の確保を徹底すべきものは必ずしも指定されておらず、対象の指定のあり方を検討する必要があるということがございます。

また、この検査等を行う資格者に関しましては、現在一級、二級という建築士の方のほか、分野に応じまして、「特殊建築物等調査資格者」、「昇降機検査資格者」、「建築設備資格者」、この3つがございますが、これはそれぞれ講習を修了することによって資格を取得できるという形になってございます。

現在、防火設備に関しまして、この特建資格者が調査するという形になってございますが、構造が高度化してきていることなどから、調査者の専門能力の確保が課題となっております。

このため、建築物における重大な事故や災害を防止するために、実際の調査・検査が適

正に実施されているかチェックする仕組みが整備されていないこと、また不適切に行った者などに関しまして懲戒処分を行う規定がないことなどが課題となっております。

②昇降機等の維持保全でございます。今の定期調査報告よりももう一段日常的な、昇降機ですとか遊戯施設の安全を確保する上では、この日常的な保守管理ですとか、運行管理、こういうものを適切に実施することはどうしても重要でございます。しかしながら、これに関しまして、現在指導が行われてございますが、法的な位置づけがないという状態でございます。ここまで課題でございます。

2番目でございますが、2.効率的かつ実効性ある確認検査制度等のために早急に講ずべき施策のほうでございます。講ずべき政策につきまして、以上のような現状と課題を踏まえまして、次のような具体的な施策を講じる必要があるというものでございます。

まず(1)適判の実施に関してでございます。次のページお願いいたします。11ページお願いいたします。①手続等の見直しに関してでございます。適判はこれまでと同様に確認審査とは別の機関で行うことを前提として、各建築主事等の審査から独立させ、建築主から適判機関等へ直接申請する仕組みとすることで、より早い段階で構造計算の審査を行うことができるように見直しを行うべきではないか。また併せて、審査請求または異議申立てを行うことができる仕組みを導入すべきではないかというものでございます。

また、2以上の都道府県で業務を行う機会につきましては、国が機関の指定、監督等を行うことができることといたしまして、その上で都道府県知事が業務を代行させることを選択できる、そういう仕組みを導入したいというものでございます。

②対象に見直しでございます。ルート2の対象が比較的小規模な戸建住宅や工場となっていることなどを踏まえまして、構造計算に関しまして、専門的知識及び技術を有する建築主事などが審査を行う場合に限りまして、ルート2を適判の対象外とすることはいかがかと。

また、下にありますようにエキスパンションですとか、一定規模以上の増改築を行う場合、全体計画の認定の手続につきましても、適判に関しましての合理化を行うという必要があるのではないかと。

③質の確保、適判の質の確保の観点でございますが、これに関しましては、国による資格検定、登録等の制度を導入し、的確な監督体制を整備する必要があるのではないかと。

続きまして(2)でございます。専門性の高い分野における確認審査方法の見直しでござ

ございます。昇降機等に設ける制動装置ですとか、制御器などの性能に関しまして、大臣の認定の対象としまして、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討する必要があるのではないかとございます。

(3) 手続等の合理化に関してでございます。まず、①計画変更でございます。計画変更に関しまして、軽微な変更の対象に関しまして、この建築基準関係規定に適合することが明らかな場合には、計画変更の手続が不要となるように、再検証を行う必要があるのではないかと。

②型式適合認定の合理化でございます。認定対象となる型式の範囲の拡大、手続の簡素化などの措置を検討する必要があるのではないかと。

③仮使用家認制度の合理化に関してでございます。工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全性・防火上の基準を整備いたしまして、この基準を満たす場合に、確認検査機関が仮使用の審査を行うことができるように制度の合理化を図る必要があるのではないかと。

続きまして(4) 定期検査関係でございます。定期調査・検査報告の報告率の向上に向けて、まずは制度周知の徹底を図るとともに、この建築基準法に基づきました手続、12条の報告ですとか、立ち入り検査を実施するなど、特定行政庁によるまず安全確保の取り組みを徹底すべきではないかと。

2つ目のポツでございますが、不特定多数の方ですとか、高齢者の方が利用されるような建築物などの安全性の確保を徹底すべき建築物や昇降機などにつきまして、定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については、特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことができるように制度の見直しを行うべきではないかと。

次に防火設備に関しましては、専門的な知識と技能を有する方に検査させる仕組みを導入すべきではないかと。

次でございますが、調査・検査の方法、判断基準をより具体的に定めるとともに、写真添付、検査結果の数値記載の充実を図るべきではないかと。

最後のポツでございますが、この資格者の処分基準の明確化を図り、この処分を徹底するとともに、資格者の資質向上を図るための講習内容の充実を図るべきではないかというものでございます。

続きまして、②昇降機等の維持保全の徹底に関してでございます。これに関しましては、昇降機などの保守・点検を含めた維持管理方法、体制などが定められ、適切に保守点検や

運行管理が行われるよう、所有者等を指導する必要があるのではないかと聞いています。

13ページでございます。その他でございます。まず1番目、技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応ということで、1番の現状と課題でございますが、平成10年の建築基準法改正におきまして、技術的基準の性能規定化が図られてございます。これに伴いまして、それまでの特殊な建築材料または構造方法の認定規定という、旧38条が廃止されてございます。

しかしながら、一方で技術的な知見が十分蓄積されていなかったり、検証方法が確立されていないことによりまして、性能規定化されていない技術的基準もございます。これらに関しましては認定制度がないので、これらを実用化するためには、技術的基準の見直しが必要となり、実用化に時間がかかるという問題がございます。

2番目、それに対する施策でございますが、講ずべき施策でございますが、性能規定化されていない技術基準に適合しない新たな構造方法等につきまして、必要な性能を有する場合には大臣が認定を行い、実用化を可能とする仕組みを検討すべきではないかというのがある。

続きまして、ii、事故等に関する調査の充実に関してでございます。まず現状と課題、昇降機や建築物などで事故が発生した場合、災害で建築物に被害が発生した場合、現在、この審議会におきまして、昇降機等事故調査部会、建築物等事故・災害対策部会が設置され、専門家による調査体制が整備されてございます。

しかしながら、現行制度、国におきましては昇降機や建築物等の調査を行う権限は、国についてはございません。

14ページでございますが、これに関しまして、きちんこの調査を行っていくために、建築物などにおきまして、現在権限が法制上位置づけられておりませんので、関係者の協力が得られない場合、国による機動的な調査の実施が困難となりますので、国による調査権限の明確化が必要ではないか。

また、特定行政庁におきましても、現在、この一定の権限がございますが、その対象には建築設備などの製造者が含まれてございません。このために、これらに関する情報、十分な調査を行うことができないということから、国と同様に調査権限の充実等が必要な現状でございます。

2番目、これに関する早急に講ずる施策でございますが、国もみずから法に基づき、必

要な調査を行えるよう、調査権限の創設等を検討すべきである。また、特定行政庁においても、建築設備等の製造者等に関する調査を実施できるよう、調査権限の充実を検討する。

最後の15ページでございます。施策の実現に向けて、引き続き検討すべき課題を列挙してございます。今後とも継続して検討していく必要があるものとしたしまして、建築基準のさらなる性能規定化に向けた基準の整備のあり方に関して、遊戯施設などについて、安全性を確保するための実効性のある法規制のあり方について。既存ストックを有効に活用する観点からの建築規制のあり方について。既存不適格の昇降機などの改修促進策のあり方について。持続的かつ的確に建築行政を執行するための体制整備のあり方について、また建築基本法のあり方についてでございます。

おわりにでございますが、この報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施する必要があるのではないかとこのものでございます。以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。この資料については、事前に事務局のほうから皆様方のほうに送付されていると聞いております。まず、今、事務局のほうからあったこの資料についても、まずご質問ですね、これでどうだという意見交換はこの後に設けますので、質問を受けつけたいと思います。どなたか、この辺はわかる、わからないというところ、よろしいでしょうか。

【委員】 ちょっといいですか。

【部会長】 はい、〇〇委員。

【委員】 〇〇です。ちょっと質問、6ページなんですけど、①の第2段落の、この段階でという、構造計算に誤りがあるといった次なんですけど、設計全体的大幅な見直しにつながり、再申請が必要と書いてあるんですけど、その次の段落、そのさらに次の段落の2行目に、最初の段階で行うことが効果的だと、こう書いてあるんですけど、設計全体的大幅な見直しは最初の段階で行っても生じるんじゃないかなという気がしたのですが。ここはどういう意味なのか、よくわからなかったんですけども。

【事務局】 当然、同じように設計変更が起こるのですけれども、結構小さな構造適判の要る場合には、かなり進んだ段階で行われると、再度もう一回確認申請を出し直すために書類を全部見直しをするというような手続が必要になるので、場合によって確認を出す前に適判を受けて、ある程度審査を了解してから、建築確認の申請をするほうが効率的な場合もあるということで、そういう趣旨をここに。これは実務界からのこのようなご指摘があるということで。

【委員】 わかりました。

【部会長】 どうもありがとうございました。これはある程度実態論を文章に起こしていただいていると思います。今、〇〇委員からご質問がありました点は、若干と読みにくいところもあるかもしれませんが、あと、まだ第2、理事会の部会で最終案の決定ということでございますので、今日ご意見はいただいて、それをもう一度見直すという時間がございますので、今のような点、是非たくさん出していただければと思います。

それでは〇〇委員。

【委員】 〇〇です。7ページの③、構造計算適合性判定の対象というところで、結論はルート2について一定条件のものと対象の合理化を検討する必要があると。その理由づけとして、上の3つの固まりというか、まずその小規模なものが多くなっているというのと、特定行政庁や検査確認機関でも専門的知識の習得に努めている。そして、聞き取りの結果ですかね、やれると言っているというのは、これは3つあるのですけれども、これを総合してということだとは思いますが、ちょっとこの3つの関係が、ちょっと文面上、全く並列でもないような気もするし、ただわかりにくいのは、1の、要するに小規模なものが多くなっている、だから何なのだと。だから小規模だからチェック要らないとか、そういうことではないと思うのですよね。

ですから、その辺の説明の仕方が、ちょっと何か、わかる人はわかるのかもしれませんが、これだけ読むと、この3つがどのように関連してとか、それぞれがどのような意味を持って、そのような結論を導けるのかというのがちょっとわかりにくいように思うので。

私も必ずしも結論に反対する趣旨ではありませんけれども、ここはもう少し表現の工夫が必要なのかなとちょっと思いました。

【部会長】 事務局から何か。

【事務局】 まあ、確かに少し説明としては不足している部分があると思いますので。もともと少し前での議論のときに、まあ軒高が少し違うことによって、非常に差が出てきてしまうという面があるというのが最初のフレーズで、実質的にはこの後ろのほうで、かなり審査側のいろんな取り組みも進んできている中で、かなり対応できるようになってきているという実情を踏まえて、むしろ見直しが必要ではないかという趣旨で、ちょっと文章の表現を少し整理させていただきたいと思います。

【委員】 ちょっとすみません。

【部会長】 どうぞ、では〇〇委員。

【委員】 〇〇ですけれども、ちょっと記憶がないのと、資料を持ってきていないのであれなのですけれども、適判機関からも意見を聞いたりしましたが、適判機関の意見として、こういうことについて特に異論はないというような理解でよかったですでしょうか。

【事務局】 特段、そのことについてのご異議を今のところ聞いておりませんが、これからいろいろ機関からも幅広くご意見をいただきたいと思いますので、後ほどご説明しますが、これを受けて、少し正式なパブリックコメントではないのですが、ご意見募集をして、幅広くご意見を伺った上で決めていきたいと思いますので。その段階でまた改めて聞きたいと思います。

【部会長】 ほかに、この資料に関してのご質問ですよ、よろしゅうございますでしょうか。それでは、これに関しまして、今度は部会として委員の間での意見交換ということに進めさせていただきたいと思います。事務局からご紹介がありましたけど、構成はごらんになってわかるように、最初に木造の規制の、木造関係の基準のあり方と、それに対する問題点で講ずべき施策と。それから2番目が、やや量的には多いのですけれども、建築確認制度のあり方で、3番目にその他ということで技術基準とそれから事故等に対するということでございます。それでは、構成の順番から、それぞれの3つは比較的独立していると思われまますので、まず木造関係、続いて確認制度のあり方について、それで一番最後のその他ということで、まずその3つの課題ごとにちょっとテーマを絞った形のご意見をいただければと思います。

まず最初の木造関係、これについてはいかがでございましょうか。これは火災実験等と行われていて、この建築基準法第21条の2項というこのあたりの見直しというところでございます。このローマ数字のIの部分についての意見交換を始めたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。何かございますでしょうか。私の記憶では、これは今までの部会の中で、委員間であまり異なった意見は出て来なかったと記憶しておりますけれども。何度かご意見を紙等でお出しになった、今日、〇〇委員がご欠席ですので、後日メール等でご意見は伺うことにしたいと思いますけれども、このローマ数字I、問題意識と講ずべき施策ということで、では、〇〇委員どうぞ。

【委員】 4ページの下から5行目の書きぶりのことですが、書き方の問題なのですが、下から6行目から、「これらの基準について性能規定化を図り、要求する性能及び性能を満たす一般的な構造方式等を明確に定める必要がある」というくだりですが、こ

の「性能を満たす一般的な構造方法等を明確に定める」というのは、仕様規定ではないという判断なのでしょうか。

【事務局】 仕様規定です。

【委員】 ですね。で、文章として、性能規定化を図り、仕様規定をしなさいという文章になっていて、おかしいと思います。ただこの木造に関しては、やっぱり仕様規定的に示すことも必要だと私は思います。なので、ここの文章は、書き方なのですけども、「これらの基準について性能規定化を図り、要求する性能」、そこが重要なのだと思うんですけども、「及び性能を満たす一般的な構造方法と明確に示す必要がある」くらいにして、そこから後の「具体的には」のところには、もう定めると書いていただいてもよいと思います。実行上なかなか難しいことなので、「具体的には・・・定める」という文章にその後なっていますので、この上のところは「明確に示す必要がある」くらいにさせていただいたほうがよいと思います。やはり全体として性能規定化をするのだという姿勢が重要で、これは工藤委員も私も今までそういう発言をしてきたと思いますけれども、やはりそのところが一番気になる場所です。意見と希望です。以上です。

【部会長】 いや、意見で結構でございます。このあたりはいかがですかね。私の全体の印象として、このローマ数字のⅡが比較的具體化された、割と細かい文章なのに対して、Ⅰは比較的ざっくりと大きな方向を示しているので、今、〇〇委員のご指摘のようなところで、性能規定化を図り、要求性能を満たす、要求性能を明示するのはいいと思うんですけども、性能を満たす一般的な構造方法、そこにちょっと仕様規定という言葉も入れて、割と細かく書くというのはいかがでしょう。

【委員】 いや、あまり細かくは書かないほうがよいと思います。しかし、一般的な構造方法等を示していただかないと、実際に対応するほうは困ってしまうという現状がありますので、全般的には明確に示す必要があるというのが本文で、だけど具体的には、やっぱり定めるのだという文章でどうかなと私は思います。

【部会長】 今日は意見を出すということでございますので、ほかに何か。この分野に特に関連する必要はございません。ほか、全体的でも……。よろしゅうございますか。

では、とりあえずⅠの木造基準のあり方についてということで、ご意見をいただきました。それでは2番目の、5ページ以降ですね。効率的かつ実効性のある確認制度のあり方、ここのパーツについてはいかがでございますでしょうか。ここはややご意見が出るかなという部分ではないかと思えます。ご自由にご発言をいただきたいと思えます。

【委員】 すみません。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 ○○でございます。まず私のほうからは、適判に関して、幾つか申したいと思います。Ⅱの効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方ですね、まずその1番の現状と課題の中で、6ページでございますが、先ほどもちょっと○○委員が以下触れられましたが、①の適判の流れの中で、2つ目の段落の最初ですね、「この段階で構造計算に誤りがあると」と、これは1つの事例として挙げられたのだと思うのですが、要は何を言いたいかといいますと、根本的な誤りをするような設計者は淘汰してほしいぐらいに思っていますので、このような場合の問題点としては、設計者と適判員の中で、構造計算の考え方の違いといいますか、やり方の違いみたいなところで齟齬があると、考え方が違うと大きな見直しになるという場合が問題なのであって、そのようなところはやっぱり早目にすり合わせをしていただきたいと思います。

で、先ほど、それによってどのような問題があるかということで、1つは確認申請の出し直しとかいう問題もあるという話でしたけれども、それもそうだと思いますが、やはり終わりにほうになって、ほぼもう確認申請を出すという段階は、通常はもう予算も工事費も確定していて、そこで大きな根本的な見直しがあると、非常にそのような面で、申請だけではなくて、問題になるということも以前申し上げたと思いますので、そういう認識しております。

現状については以上でございます。

それから、どのように見直しをやっていくかということで、11ページのほうで、①の適判の手続等の見直しのところで、広範な区域で業務を行う機関については、国交大臣が指定する制度をつくって頂くということ、これは大変よいことだと思うのですが、その上から6行目ですかね、2つ目のボツの最初で、「判定機関を的確に監督する観点から」云々とあります。それは当然行政側としてはそういう視点でいられるというのはもっともなことだと思うのですが、今までの議論の中では、このようなことよりも、より効率的、実効性のある適判のやり方を上げるために、構造の技術というものは、特に地域的な差というのはありませんから、全国的に、別に指定された機関がやってもよいことですし、非常に高度な建物、技術的に高度な、技術性を要するような建物については、そういった全国指定の機関が、より能力の高い適判員を持ったところがやるというのが、より良質な審査ができると、そういう観点で申し上げてきたつもりでございますので、そういったところを

踏み込んで、書いていただければと思います。以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。今のご指摘、復唱させていただきますと、6ページのほうは、構造計算の誤りというよりは、適法判定プロセスに何らかのトラブルがあるようなというようなニュアンスですね。

【委員】 そうですね。

【部会長】 それから、監督かどうかという点は、少し、多分問題のない運営みたいなのが趣旨だと思いますので、そのあたりは一度、今のご意見をいただいて、少し文章を練るなり考え直すということにさせていただきたいと思います。

ほかにここの部分ではいかがでしょうか。

【委員】 はい。

【部会長】 じゃあ、〇〇委員どうぞ。

【委員】 〇〇でございます。10ページの効率的かつ実効性のある確認検査制度のための早急に講ずべき施策ということで、11ページに、①、②ということで見直しという形で書いていただいております。私どものこれまでの申し上げた意見を検討に値するものとして、評価していただき非常にありがたく思います。

②の構造計算適合性判定の対象の見直しの中で、構造計算に関し、専門的知識及び技術を有する建築主事が審査を行う場合に限り、許容応力を構造計算適判の対象外とすると。これについては、この措置が実現すれば、木造の住宅については、軒高9メートルを超える場合はルート1にかえて、ルート2計算を用いることで、審査の長期化とか、阻害要因を解消できる適切な施策だと考えております。

ただ、軒高9メートルの規制というのは、構造計算方法の選択だけにとどまらないで、構造関係規定の中にも、存在するというのもございます。実は、3階建ての中でも多い鉄骨住宅の場合、軒高9メートルを超えると、普通ボルトが使用できないで、高力ボルトを使用しなくてはならないとする規定です。これは建築基準法施行令の67条です。今までの実績のある設計が使えなくなってしまう、コスト、設計期間や施工管理等にもいろいろと支障が出てきます。今回こういった観点から、鉄骨系3階建ての住宅における9メートルの問題に関しましては、ボルト規定の見直しといった構造関係規定までを見直しの対象の中に入れていただければと、要望したいと思うんですが。以上でございます。

【部会長】 はい、ありがとうございました。要望というのか、ここの部分を見直せということによろしいでしょうか。

【委員】 そうですね、プラスで考えていただければと思うんですが。

【部会長】 はい、わかりました。

【事務局】 今のお話は、ちょっとここの直接の議論とは別で、今までお話をお伺いしておりませんので、技術的に少し検討させていただいて、どういう対応ができるかを検討したいと思います。直接の手続ではなくて、技術基準そのものの見直しの話だと思いますので、ちょっと内部で検討させていただきます。

【部会長】 はい。ほかにこのⅡの実効性のある確認検査制度等のあり方、この部分についていかがでしょうか。

【委員】 すみません。

【部会長】 ○○委員。

【委員】 ○○でございます。意見というか質問も含めてですが、11ページの最初の①の一番最後にある、「都道府県知事が業務を代行させることを選択できる仕組み」、この「業務」というのは具体的に何を指しているのかという点と、②の最初のポツの、「構造計算に関し専門的知識及び技術を有する建築主事」にある、「有する」ということをどのように確認するのかということをお聞きします。また、11ページの最後の、「計画変更の合理化」ですが、12ページの一番上にある、「手続が不要となるよう再検証を行う必要がある」は、現状と課題と同じようなレベルの記述がなされており、具体的にどういうことをやろうとしているのか、これは、中長期的にやっっていこうとしているのか、以上の3点について、教えていただけますか。

【部会長】 はい。それでは最初の2点に関しては、これは記述に対するご質問だと思います。それから3番目の手続の、この話については内容がどうだという確認ですね。はい、では、これは課長のほうからお答えいただけますか。

【事務局】 まず、今は適判というのは、都道府県知事が、いわゆる自分たちの業務を代行させる形で指定をして、指定をすると、その業務は知事は行わないという形の、業務代行型の仕組みになっています。したがって、例えば1つの機関が10の都道府県で業務をやるとすると、10の県で全部、個別に指定をするということになっているのですが、その場合、例えば国が指定をして、指定をするんだけど、例えばどこその県が、その機関に適合性判定をできるかどうかは知事が判断をして、そこに任せるといって、できるようなにしようということになります。

したがって、指定の手続は簡素化されるのですが、業務を任せられるかどうか

かというのは知事さんの判断は残していくということになると思います。そういうことですから、監督自体は国が県にかわってやっていくということになるかと思いますが。

それから2番目の、いわゆるルート2のものの対象、審査する側でございますが、これはこれからちょっと検討しなければいけませんけれども、構造計算適合性判定の講習会をやって、その後、判定試験みたいなやつをやったのですが、同じようなイメージで考えていまして、ルート2の構造計算について、そのような能力の判定をした上で、そういった建築主事さんがやるというようなイメージで考えています。

これから、どのように判別をしていくか、選別方法もやるかという点については、今後検討する必要があるかなと思います。

それから、計画変更のところなのですが、これは非常に細かい内容が多いので、あえて省略をしたのですが、幾つか実務的にご指摘をいただいているいろいろな変更の内容においては、これはもう明らかに要らないようなケースも出てきているので、実態を踏まえて、これも法律の施行までには、この計画変更を定めた省令の見直し等を行いまして、明確にしていきたいと思います。必要であれば、ここに例示を書くことは可能かと思いますが、少し細かい内容でしたので、あえて表現は省略をしたということでございます。

【部会長】 はい。〇〇委員、いかがでしょうか。ご質問の内容に関して、お答えは。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 ちょっと今の件の関連でいいですか。

【部会長】 はい、じゃあ、どうぞ。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ご説明を直接伺っていないのですが、今の11ページの①の構造計算適合性判定の手續のところなのですが、2つ目のポツのところ、あれですか、今ご説明をいただいたのですが、国が指定をできるようにして、しかし当該自治体ごとにそこで使うかどうかは判断権限を留保しておくという、そのような仕組みというように聞きましたが、そうするとあれですか、指定自体は簡単になるとおっしゃったのですが、普通に聞くと、手續二重になるような感じもいたしまして、その具体的な制度設計のイメージをもう少しご紹介いただけるとありがたいというのが1つです。

それから上のポツのところ、構造計算適合性判定について、審査請求また異議申し立てというものができる仕組みを導入するとかあるのですが、そうすると、指定機関と知事と国と3者出てくることになりまして、これは階層性の問題が出てくるので、

この点についても、どのようなイメージをお持ちで、そうおっしゃっているのかということをお伺いしたいと思います。

【事務局】 まず、前者のほうについては、ちょっとこれから具体的に詰めをしなければいけませんので、ある法律で同じような事例がございましたので、それを参考にしてですね。当然、指定自体二重になるというよりも、一度要件はきちんとかちら定めた上で、その要件に合うということを踏まえて国が指定をして、ただ、その業務自体を、この県の権限を代行できるかどうかについては、当然県の判断にしておりますが、実態上はおそらく指定をする前に県のご意見を聞いた上で、実際にはここで指定をする、業務をできるという前提で指定をしていくというような仕組みをしないと、ちょっと手戻りが生じるのではないかと思いますので、そのような手続上の工夫はしていかなければいけないのではないかなと思います。

それから、いわゆる審査請求ということなんですが、一応独立した業務にすることによりまして行服法の対象にしたいということなんですけれども。趣旨はですね。どういうふうな手続にするかと、今、実は行服法の見直しも検討されているものですから、それらも踏まえて、具体的な手続はこれから少し詰めをしていきたいなと思っております。

【部会長】 このあたりは、ちょっと私も幾つか意見を申し上げたところで、今〇〇委員からお話のあった、法的なシステムとしてはどうであれ、現状ある地域によっては、確認機関がわりと手不足のところもあるので、そこは何とかしたいというご意見をこのような形で理解していただいた。

それから適判という制度が設計者と適判員の間の受信する側、それから審査する側ということで、やっぱり受信者側にもある程度の権利関係を出せるように、あまりにも理不尽というのか、設計者として異議のある場合というのがこのような形になっている。これも制度設計に関しては、申しわけないですけども、私よりは事務局のほう全体をご存じですので、このような形になる。精神はそういうところだと記憶いたしております。

ほかに、どちらか。では、〇〇委員どうぞ。

【委員】 適判依頼の話でもよろしいでしょうか。

【部会長】 えっと、とりあえずⅡの話にしたいんですけども。

【委員】 Ⅱですけども、型式適合認定の話というのはこれですか、よろしいですか。

【部会長】 はい、結構です、どうぞ。お名前をお願いします。

【委員】 〇〇です。9ページと12ページに型式適合認定のことが書かれていますが、

このこと、あまりこれまでこの場で議論してこなかったかなと思いますので、ちょっと意見を言わせていただいてもよろしいでしょうか。私自身も工業化住宅の製造者認証の認定委員をしていますので、9ページに書かれている問題は全くこのとおりと、認定委員の立場でも思っています。代理認定を受けている、例えばいろんな材料などが、製造が中心になって違うものに置きかえるなんていうことは、あれだけの何十万点という材料を使って、住宅をつくっているわけですから、日常的に起こることなのですから、そのようなことが起こったら、また全部新たに認定、それから認証を受けなきゃいけない。ここで型式適合認定と書いてありますけれども、セットでやっている製造者認証の話も一緒にペアで議論していただいたらいいのではないかと思うのですけれども、このような問題は確かにあるなと思っています。

それで12ページに、手続の簡素化ということで対応を書いています。これは全くそのとおりとと思うのですけれども、一方で品質の確保という面で、このちょっと煩雑過ぎるかもしれませんけれども、丁寧に申請書類を見るという行為が、あまり社会的には知られていませんけれども、やられているおかげで、やはりきちんとした品質の住宅を社会に提供する上では、一定の効果はあると思うのです。

稀ですけれども、適合していないというものも見つかったりすることもある、そのようなものは是正というのもお願いをしたりもしていますし、そのようなことのいろいろな問題を未然に防ぐということもありますので、単に手続の簡素化ということだけではなくて、品質の確保とかいう面でも、やはりきちんと議論をしていって、いい形に制度を改善していく必要があるのではないかと思うのです。

製造者認証なんかで見ていると、やっぱり一番大切な、例えば溶接技術などが必ずしも十分な技術者が工場にいらっしやらないとかというようなこともあったりしているようなのです。そのような意味で、購入されている方は、このような制度があるので、信頼して買われていると思いますので、品質の確保という面でも、単に簡素化という面だけで議論しないほうがいいのではないかと思っています。以上です。

【部会長】 はい、ありがとうございます。そのあたりは非常に重要なことで、事務局も十分ご認識のことだと思います。おっしゃっているように、私もちょっとあるのですけれども、簡素化だとか、いわゆる効率化だとか合理化という言葉でもって、いろんなものを必要な部分も省かれるということのないように、若干注意的な喚起をするような記述をまたお考えいただくことになると思います。どうもありがとうございました。

ほかにこの第2項に関してはいかがでしょうか。ちょっと私のほうからなのですが、11ページの、やはり対象の見直しというところが少し私も個人的な意味で見解を持っておりまして、木造に関しては、この場でいろいろ9メートルとか軒高の問題でご意見が出されて、それに対しては特に大きな異論はなかったと思います。

だから木造関係を緩和するために、いわゆるルート2全体を緩和することによる問題点というのをちょっと一度ご検討いただけないかなと。木造以外にもルート2の建物が幾つかあると思いますので、それも一緒に、この1つのルート2の中の一部を緩和するために、ルート2全体を今これプロセスとして緩和されているということになりますので、ちょっとその辺気になるので、ほかに付随して緩和されるもので問題がないかと。先ほど事務局のほうから、軽微なS造の何メートルという話もあったのですが、そういったものに問題点がないかということも技術的にも検討していただきたい。

それと、部会であまり大きな、深く審議がされていたかどうかという点はあるのですが、今の②の11ページの下、増改築は多分新築と並べて、増改築の場合にも今回の適判制度を設けようという理解だと思います。私の理解です。

それからその次の、この全体計画の認定というのは、これは既存の改修という場合というふうに限定されていてよろしゅうございますか。これは今度、いわゆる建築基準法に絡む改正になるのか、先月改正された促進法絡みの改正になるのか、それは、後の手続の結果をちょっと確認しておきたいんですけども。

【事務局】 これは建築基準法の手続でございます。

【部会長】 建築基準法の手続。はい。ほかに、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 昇降機と防火設備というのが話題になっておりますので、それについて8ページに、まず(3)で、昇降機は複雑なので、確認審査でも専門性を持たせなきゃいけないという説明がありまして、今度は10ページに参りますと、①の第3段落目に防火設備のほうも専門能力の確保が課題だというのがあって、今度12ページに行くと、それを受けて、昇降機と防火設備はこんなふうに定期点検すべきだというお話になっているんですけども、あまりここでも昇降機はどうあるべきだとか、防火設備はどうあるべきだという話はあまりしていないように思うんですけども、それをどう考えていて、定期点検にどう持ち込むのかということについて、もしよければご意見をというか、全体をどうお考えかをお聞かせいただければと思います。

【部会長】 これは我々委員の間での意見交換ということによろしいですか。多分、こ

の辺は比較的〇〇委員のほうから定義された話題だったと記憶にあります。

【委員】 はい、ここに書いてあることはほとんど私が提案した内容で、ある程度議論はされているというふうに、そこについては思いますけれども。

【部会長】 その多分認識は、建築基準法の中で昇降機と、エレベーター、昇降機、エスカレーターが扱われていて、最近の制御回路はやけに基盤化していて、どうも建築学が終わったからといって、必ずしも理解できる範囲ではないというご意見も出ていたように思います。

そのあたりで、やはりそういった動的機器に関する的確な審査が行われる人にやってもらうのが筋であって、そのためには現状の建築主事というよりは、少し、その分野の専門性をお持ちだという、そのようなご提案がなされていたと。防火に関してもどうでしょうか。同じような話があるんじゃない。

【委員】 だから、そこを同じような口調で割と書いていらっしやるのだけど、片方は審査もやりますと、検査もやりますと。片方は検査だけとなっているので、その辺全体構造……、いや、すみません。それで私はエレベーターも何回か参加させていただいてまして、何を申し上げたいかという、エレベーターは日常使っていて、乗り心地だとか速さだとかを売りに一方ですべて、でも、安全は確保しなくてはいけないという道具ですよ。片方は、もう安全のためだけにあるような道具、防火設備というのは。で、それらをどのように考えて、組み合わせて、これから先安全を……、すみません、エレベーターについてだけ言っちゃうと、逆に言うと、安全性のところだけが見ればいいように、エレベーター屋さんにはあまりつくってくれないのですよ。乗り心地だとか速さだとかというところにメインがあるから、安全性をチェック……、安全性だけがチェックできればいいんだけど、安全性を含めて全部がブラックボックスに入っているというところが問題なのですけど、その安全性の部分だけ外してくれれば、定期点検で十分面倒は見れるとは思いますが、その辺も含めてどういう仕組みになるのかなということがちょっと知りたいという発言でした、すみません。

【部会長】 はい。今の段階で、今、〇〇委員からあった、これをもとにした制度設計の姿なんて、ぼんやりでも……。

【事務局】 まずエレベーターにつきましては、重要な制御装置とか製造機等の、かなり複雑な機構の部分については、いわゆる大臣認定の対象にして、専門家の審査を経たものだけが使えるというような形にして、現場の建築確認の段階では、もうそういった認定

されたものがついているかどうか、適切につけられているかどうかというものを審査するというような形にしていく必要があるのかなと。

それから定期調査のところにつきましては、いわゆるどのような部分をきちんと調査をして、どのような判断基準でやっていくかということについて、実は前回の竹芝の事故の後に、少しその辺を充実したつもりではございますけれども、まだまだ不十分な面があるというご指摘もあるので、そういったところを少し改善をして、先生おっしゃいましたように、安全に関する部分でどういう基準で、きちんと検査をしていくかというようなことについては、少しこれから具体的な検討をさせていただきたいなど、是非いろんなご意見をいただきながらですね。その上で、そういった検査に不具合があったと、仮に見過ごし等があれば、やはり資格者としての責任をとっていただくようなこともきちんとやっていくというようなことで対応していくのかなということでございます。

それから、防火設備については、実はこれは10月の福岡の診療所火災を受けて、是非診療……、ああいう防火設備がきちんと火災時に機能するということについて、やはりこういった定期調査・検査をきちんとやっていくということは重要だと思いますので、そういった意味で、そういうものについて実効性のある検査ができるような仕組みを導入すべきではないかということで、少しそれ以降、少しこの中では目指していただいたということでございます。

【部会長】 はい、ご質問というのか、よろしゅうございますか。12ページの下のところですね、防火設備関係について。ほかはこの辺はいかがでしょうか。あとは仮使用とか、この辺は特にご意見ございませんか。これに関しては、あまり部会の中でA論、B論というのはなかったと思われまので、よろしゅうございますか、Ⅱの実効性のある確認制度のあり方についてということ。はい、どうもありがとうございました。

【委員】 意見いいですか。

【部会長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 純粹な意見ということで、少し利害関係のない人間から見ると、どのように見えるかということで、若干申し上げたいのですけれども、全体に建築基準法については、非常にその中密度の高い法律で、それを今でもそうなんですけれども、それをさらに細分化し、かつ中密化するというそのような方向性の改正をきつとされているのだというのが全体の感想でして、ほんとうにそれでいいのかなという感じが少し、まあ一般的に言うと、するところなんです。

それで少し言いますと、例えばそうですね、11ページに③とありまして、その構造計算適合性判定の質の確保というところで、その質が確保されることは望ましいことには違いないんですけど、それが直ちに資格とか、あるいは登録制度というところに結びつくというところが、決してあまり健全なことでも実はなくて、ほんとうは競争の中でやっていくということはあるし、法令上のその規定はあるわけですので、その基準遵守ということはあるので、これは一般的に法律の世界ですと、やはりこの種の資格の制度というのは、あまり筋が基本的によくないというのは一般的な常識としてあって、またそういうのをつくるのかという感じはするので、これは一般論なので、必要な資格はつくられたらいいと思うんですけど、そのあたりの立証責任は行政庁のほうに多分あるんだろうということで、当然いいということにはならないと思っています。

それから、上の先ほどの①ですけれども、国が指定をして、各自治体に当該地域で使うか使わないかの判断権限を与えるというようなお話で、しかし事実上の手続はそれを逆転させる形でボトムアップでいくのだというお話なのですけれども、多分、何かどうも広域化が進んでいてということになりますと、しかも適判の判断というのは安全性の観点から極めて重要ということになりますので、何でそんな二重にする必要があるのだろうかというのは素朴な疑問としてあるところで、一方で専門的な審査の必要なものについては、これは国が直接認定をするというお話で、では、それと建築確認の、建築主事の行う判断との関係をどうするのかというような問題は、いわばパラレルに出てくるような話でもありまして、この①のところを話に戻すと、ボトムアップにする必要も必ずしもないのではないかと思いますし、要するに選ぶのは申請者といいますか、建築主のほうということなのでしょうから、だとすると、国が指定しているのでそれで問題ないじゃないかという気がしますので、より単純な仕組みを考えられるといいんじゃないかなと思いますし、それから判定についての不服申し立てのあり方については、必ずしも行審法に乗っける必要もないので、もう少し簡略なものが、かなり事実的で、かつ技術的なものだと思いますので、行審法が想定しているのは一般的な処分でありますので、そこはそぐわないんですよ。なので、かなり特例的なものとして、考える余地がほんとうはあるのではないかなと思います。

あと、12ページへ行きますと、定期調査・検査報告制度の見直しというのが(4)でございまして、これも定期調査とか検査の制度というのも、自動車の車検もそうかもしれませんが、いわゆる過重にやっているのではないかというところもなきにしもあらずで、

で、ユーザーからすると、何かエレベーター定期検査やっていると乗れなくて、ほんとうに不便でとかいうのも他方であり、調査の歩どまりみたいなものも多分あって、それも中密化だけがメリットではおそらくはないと思うんですね。

それについて、下のポツになります、①のところだと下のポツになりますけれども、例えば、資格者証の返納等、処分基準の明確化を図るとか、処分を徹底とか、なかなか厳しいんですけど、一方で、この間たしかあれですよ、建築士の免許の取り消し処分についての最高裁判決というのがあって、手続違反の判決出ましたけど、あれなんかなかなか味わい深い判決でして、むしろ手続基準については、あれほど詳細に定めている役所はないと思うのですよね。あれほど詳細に定めている役所がないにもかかわらず、詳細に定め過ぎたがゆえに、どこを適用しているのかわからないというのが裁判所によって許容されなかったということだと思ってしまうので、何かちょっと今ひとつ、ボールがずれちゃっているところがあるかなという感じがありまして、そこももう少し、少し緩目にして、で、的確なところに、かゆいところにさわればいいので、何かそのように少し軽減するといいますか、突っ込めばいいという感じでもないと思うので、そのあたり全体として、ちょっと組織の性癖かもわからないですけど、真面目だから、どんどん行っちゃうんだと思うんですけど、とまるとかえって喜ばれるというところもあるなというのが私の感想でございます。

【部会長】 はい、どうもありがとうございました。貴重なご意見と感想ということで。私も今任意制度でかなりうまくいっているところは、あまりがんじがらめにしていただきたくないなというところも、どことは申しませんが、感想として持っておりますので、是非今の全体の枠組みのご意見だと思いますので、少し全体をまた見直す……、まだ時間ございますので、お考えいただくようお願いしたいと思います。

ほかによろしゅうございますか、このⅡについては。

それではⅢのその他、その他とは書いてございますけれども、認定制度の問題と、それから事故等に対する対応ということ、この2点でございます。ちょっと性格の違う2点ですけれども、Ⅲのその他として、皆様方からご意見をいただきたいと思えます。

私の記憶では、これについてもあまり部会の中でA論、B論と甲論、乙論というのか、特に大きな賛成論、反対論というのはなかったように思いますけれども、このような問題意識と提案としての講ずべき施策、これについて、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。1番が認定制度の創設というのか、復活というわけではなくて、このような制度を新たに設けると。これは実務のほうからの、実務業界からの団体でもこういっ

たものの必要性というのが指摘されていたと記憶しておりますので。

あと2番目の、ローワーのローマンキャラクターのiiですかね、事故調査の問題。これは今事故調査委員会というのは幾つあるんですか。消費者庁にあって……。

【委員】 運輸安全委員会が一番大きいですね。それから消費者庁、消費者事故調というのはありますね。それからそれ以外にも事故調は、各省庁が多分持っているはずですね。統一的にやっているのは運輸安全委員会だけで、あとはみんな省庁の中で閉じている感じだと思います。医療の事故調は途中で今とまっているようなところもありますね。

【部会長】 はい、ということで、14ページの講ずべき部会、部会としては調査権限の創設とかということ、部会からの意見として、こういう形で出るとすると、部会から分科会、それから分科会から審議会、それから国土交通大臣あての、答申として出るわけですが、これは多分、今〇〇委員がおっしゃった、いろんな国の中の組織として、必ずしもこれが実現できるかどうかというのはわからないにしろ、部会としての、これは部会としての意見ですけれども。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 はい。

【委員】 おっしゃるとおり、部会としてはこの意見でいいと思います。しかし、国全体から見ると、事故調査というのはほとんど統一性がないと考えていいと思います。まことに残念ながら。できたらやっぱり国として、統一性のある方向に持っていくべきです。そのためには1つの提案として、この分野から出すのはいいと思います。

ただ、私も事故調いろいろなやっていますけど、残念ながら統一性はありません。

【部会長】 今のは、今まで昇降機等の事故において、いろいろご担当いただきました〇〇委員からの心の吐露ということで。

はい、じゃあ、Ⅲはこれでよろしゅうございますでしょうか。それでは、もう一度本日の資料の全般にわたって、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、木造基準、それから効率的な制度、それと今のその他という、全体にわたって、何か言い残したこと、もしくは第二次報告に向けて、後でスケジュールの紹介がありますけれども、第二次報告に向けて反映してもらいたい、もしくは再考してもらいたい点はございますでしょうか。

【委員】 じゃあ、ちょっといいですか。

【部会長】 はい、どうぞ、〇〇委員。

【委員】 IIIのその他のところの、今の調査のところなのですが、意見としては、この行政調査の権限については、先ほど統一性云々というお話あったのですが、建築物関係について、建築設備等について、その分野の専門分野でもって、調査機関的なものを創設するという事は非常に重要なことであり、私としては、是非実現してほしいと思っております。

そういう意味で言うと、私の意見としてはですよ、14ページの2ですけれども、調査権限の創設等を検討すべきであるとか書かないで、調査権限を創設するとして、で、その調査権限の根拠ありますので、強さの程度をどうするのかとか、それから対象については、ここでは製造者というのが入っていますけれども、そこ、製造者等になっているので、もう少し、どこら辺まで必要なのかというところを洗い出していただいて、なるべく幅広く、とり残しのないような形で調査ができるような形で、調査権限の強さと関連してくると思うのですが、それを建築分野、プロパーでいいと思うので、ほかのところに対して、むしろ先行するような議論ができるといいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【部会長】 はい、ありがとうございます。それでは最後が、皆様方の資料の15ページでございます。これで第二次答申という形で、次々回のこの部会で最終案という取りまとめが終わった後、その次のステップのやるべき課題ということで、本報告ということで、今後のあり方について継続していくというので、今、6項挙がっております。これについては、多分すこし本資料をお持ち帰りいただいて、もっと建築基準制度のあり方について、こういう項目があるということ、後でご意見をいただける機会もありますけれども、今の段階で、いや、これはもういいよとか、こういうことをつけ加えようというあたりでのご意見がありましたら、効率的に運営するために、是非この場でご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。はい、では、〇〇委員。

【委員】 確認ですけれども、課題はたくさんあって、書き出したらきりが無いと思うので、どの範囲内で検討したらいいのか、ちょっと教えていただきたいんですけども、例えば建築士法に関する事、例えば一級建築士の問題とか、あるいは例えば建築設備士の問題とか、そういう士法絡みのことでも課題はあるかもしれませんが、これはこの場として、この分科会、部会としては、そんなに全ては扱えないから、ある程度基準法に関する事だけについて議論しようということなんですけど、その辺の範囲を教えてい

ただければと。

【部会長】 私の理解は、まず当初スタートしたとき、この部会の名称とも絡みますけれども、基準制度のあり方ということで、私の理解としては、建築基準法が比較的軸にはあったのですけれども、やっぱり士法とか業法も外せないところですので、あまり限定はしたくないなど。だから、今おっしゃった士法とか業法絡みでも、何か問題点があったら挙げるということは部会の運営としては……。

【委員】 まあ、全ての問題をこの場で検討して、答えを出すということは多分不可能であろうと思うので、じゃあ、問題点を出すぐらいはいいということですよ。

【部会長】 では、事務局のほうから。

【事務局】 まず建築士法は当然入ると思います。業法は、縦割りで申しわけないのですけれども、担当局が違うので。まあ議論はいいと思いますけれども、それを担当局へどう伝えるかというところはちょっと整理の段階で……、議論はしていただいてもいいんだと思いますけれども、そこはちょっとご配慮いただきたいと思います。

【部会長】 はい。縦割りに関しては、我々はあまり意識しないで運営をしていきたいと思っております。今の〇〇委員からのご指摘のように、挙げていただくことはお願いするというにさせていただいて、その精粗だとか、どのレベルでの課題かということで、若干これは事務局と私のほうで調べて、見た上で、全てのご意見を入れることはしませんという、そういう方向でご了解いただけますでしょうか。ご意見は出していただきたいと思っております。

はい、じゃあ、〇〇委員。

【委員】 〇〇です。15ページの引き続き検討すべき課題の一番最後に建築基本法のあり方とだけぽつんと書いてあります。他の項目には既存ストック有効活用に関する観点から等の注釈がついているんですけど、ぽつんと書いてあるあたりが気になります。私どもとすると、この問題に対していろんな思いやが**いっぱい入って**いまして、~~いろいろな~~観点があります。この辺は、今意見を申し上げればいいんでしょうか。

あまりこの議論がなかったと思いますが、私どもとしては中長期的に法制度の将来を考えることもすごく大事なことだと思っています。

どうしてぽつんとこれだけが出ているのか、どういう意図があるのかというあたりから質問させていただくということでいかがでしょうか。

【部会長】 はい。事務局より、部会長として私のほうからお答えをさせていただいて。

やはり、スタートしたときに建築基準法、もう1950年ですか、そろそろ60年を経過して、ある程度少し整理して、すっきりさせたほうが切りがいい。

それから、もともと基準法時代の対象としていた建築物と、今我々が扱うべきような建築物の質的なものも変わってきているし、それからそれに伴って、今、先ほど話題になったエレベーターも、多分昔は五、六階のエレベーターだったのが、今は40階、60階のエレベーターというようなこともあって、やっぱり基準のあり方も変わるのではないかと、非常に大きな方向を議論していたんですけれどもね。

最初に、耐震改修、既存建築物の不適格性にさせる問題と、それから今回木造ということになって、最初大きなグランドデザインみたいなものを取り残されてしまったのが、ここへ出てきて。それから、こちらのほうも、先ほど〇〇委員からご意見いただいたように、〇〇委員、それからほかの委員についても、基準法のあり方というのについてご意見を出していただいて、場合によっては、ここに今並列している意見も、これも若干カテゴライズというのか、ヒエラルキーをつくるような形で最終的な案をまとめてはと部会長としては考えます。

そのようなお答えで。ご意見を出していただくことは歓迎いたしますので。

【委員】 わかりました。よりよい建築、まちづくりに向けて中長期的観点から基準制度を見直しつつ、是非建築基本法のあり方をきちんと検討していきたいなと思っております。後で意見をまとめるようにいたしましょうか。

【部会長】 はい、事務局もよろしゅうございますね。**【事務局】** まずですね、基本法はいろいろ紆余曲折がございまして、政権交代前に多少そういうことも意識した諮問になっていたと思いますけれども、諮問を1回したんですね。で、それが途中で立ち消えになって、それで建築法制度のあり方検討会だったかな、というのを民主党政権のときにやって、基本法もかなり議論しましたけども、その場では賛否両論あったということですね。

それで、今回この答申を、諮問を行うに当たっては、それまでの議論も踏まえた基本法の今後のあり方、どういうふうにするべきかという根本論のところから、先々はやろうと。で、その前にやるべきことたくさんあるんですが、それが先ですよということで始まったんだと思います。

今日のこの書き方は、極めて忘れていませんよ程度な、私も整理されるべきだと思いますけれども、そういう経緯があったということの上でどうするかということをご議論いた

だければと思います。

【部会長】 はい、では、〇〇委員どうぞ。

【委員】 少しその辺が絡んだ話ですけれど、この第二次報告（案）の11ページの右欄の③で、適判の資格者を確保するために、国による資格検定、登録等の制度を導入すると書いてあるんですが、結局構造一級建築士があって、その人たちが設計したものに関して、内容を審査するということになるんですね。しかし、構造の先生方からは、積極的に専門家に任せろという議論はありましたね。これは基本法ともかかわってくるんですけども。私も専門家に任せる部分があっていいと思うんですが、そのための納得できる提案が構造の先生方から出てきていない。この際、適判の資格者を確保するために、専門家の中でどういう制度設計が民間団体、あるいは公的な団体のなかでできるのか、あるいは国の制度としてやはり取り込む必要があるのか、専門家としてどういう制度設計ができるのかということ、構造の先生方から是非とも提案していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【部会長】 構造というと、〇〇委員がいらっしゃって……。

【委員】 いらっしゃらないから、どなたに意見をいただこうかなと思って。座長にお願いできますか。

【部会長】 あまり座長は個人的な意見は出すと運営を方向づけているのではないかと印象を与えますので。座長という場から離れて、一建築構造をやってきた者から、今回の適合性判定とか構造に関するルールの問題に関しては、私はあまりいろんなルールはつくらないほうがいいのではないかと。現状うまくいっているところはそのままです。ただ、世の中で困っているという事態も、それはそれでありますので、それに対して、やっぱり行政も前向きに対応しなくてはいけない。例えば、この中だと登録制度の導入なんていうのは、どのような人に頼んでいいかというのがわからない状況。で、そのためには建築、先ほどの基本法のあり方みたいに建築とするとき、少し設計者、構造設計者、設備設計者じゃなくて、建設コンサルタントみたいな業が成立すればいいなというのは私の念願だったんですけども、そういった意味で、行政的にはやはりどういう方がヒューマンリソースとしてあって、それらの人たちがどういうことができ、どういうことを依頼できるというような、この登録制度の導入というのは、やはり行政として対応しなくては。

決して構造は構造に任せろなんていうことは申し上げた、私の分野では申し上げているつもりはないんですけども、どういう資格が……。

【委員】 もう一方で、今実際の建設現場では、建築士が設計をして、さらに建築士の資格のもとで工事監理が行われています。しかし実態上、工事監理は限定的な範囲であって、一般には監理業務として広く発注者の代行的な業務、もちろん工事監理を含めた業務が行われている。この監理者教育、あるいは監理者の資格制度というのは法律のもとでは何もないわけですね。それがうまく運用されている部分と、多少弱体化している部分とが顕在化してきています。そういうものこの適判の資格者とは内容は全く異なりますが、国の制度としてやるか、あるいはそうじゃなくて団体あるいは契約のもとでの制度として用意するかという観点では似た性格のものではないかと思います。この辺は長期的に言えば、国の制度のあり方の問題だという意味で、今ここでの議論ではありませんが、将来を見据えた話としては、是非とも扱ってほしいと思っている1つの例であります。

【部会長】 はい、ありがとうございます。今の〇〇委員からのご指摘は、基本法のあり方とは違いますけども、もう少しこのIVの中でも大きな視点に立った御指摘ということで、ご意見は出していただくようお願いしたいと思います。

今回の答申の中ではなくて、今後やるべき課題ということで位置づけるということで、どんな問題点がやっぱりここでやるべきだと、建築基準制度のあり方の検討課題ということでお出しただければと。

【委員】 私も意見を出させていただきますが、是非とも構造の先生方もこの部分に関してはいろんな意見をお持ちだと思いますので、出していただきたいですね。

【部会長】 はい、わかりました。ほかにいかがでございますか。はい、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇です。消費者被害としての欠陥住宅問題に取り組んでいる立場からいたしますと、是非4号建物についての、そのような事後的な救済が我々担当しているのですけれども、そのようなことが起きない方策についての検討をお願いしたいと。それとも課題に是非挙げていただければと思います。

具体的に申しますと、その4号建物の構造の安全性については設計者判断に委ねられていて、確認機関とか行政庁で特に審査しないということになっているわけですし、それから中間検査も、ほんとうに今、一応できましたけれども、何かできて終わりみたいな形になっていて、ほんとうに実効的なものになっているかどうか、そのあたりの検証とか今後のあり方を是非検討していただければ、消費者被害としての欠陥住宅問題もなくなるのではないかと思いますので。

ただ規制を強めるとかそういうことだけじゃなく、何かいい方法がないのかというあたりを是非議論する場が検討課題に加えていただければと思います。

それとあと、地盤の問題ですね。東日本大震災の後、仙台市内の丘陵地とか、あと特に福島の郡山等で、地盤の性質を踏まえた基礎をしっかりとつくっていなかったということのための被害も顕在化しております。ですから、建物そのものではありませんけれども、建物の基礎と地盤が適合しているということはこれは必要不可欠な問題で、ちょっとここから外れるのかもしれませんが、地盤の安全性ですね、それは建物にとって必要不可欠な前提ですから、この縦割りでいくと関係ない問題なのかもしれませんが、是非それもやっていただかないと。幾ら建築基準をよくしても、地盤がもうどうしようもなければ、何もならないというのがありますから、そこら辺ももし検討できるのであれば、お願いしたいと思います。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。今、議事録がとられていますので、事務局のほうも拾えると思いますし、もし〇〇委員のほうでも再確認という意味であれば、今のご意見を事務局にご提出いただければと思います。

【委員】 はい。

【部会長】 ただちょっと内容的に、何というのでしょうか、大きなレベルがちょっと基本法のあり方とか、今の話の地盤の問題だというのはちょっと差がありますので、構成なり、それから取捨選択をさせていただくという前提があると思いますけれども、一度今後残すべき、今後やるべき課題という形で考慮に入れるということにしたいと思います。ですから、各委員の皆様方も、是非そのあたりでご意見のご提出をお願いしたいと。

はい、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日本日予定していた議題はございませんので、この意見交換会、最後は意見要望会というようにもなりましたけれども、終了させていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、今後の進め方でスケジュール等ございますので、事務局のほうにお返ししたいと思います。

【事務局】 それでは今後のスケジュールのご説明をさせていただきたいと思います。お手元に今後の予定表があろうかと思えます。次回は、1回マンションの関係で、少し途中の今の状況をご説明させていただくための会を11回目で予定しております。1月20日の1時からということで。

それから2月3日に、この報告の取りまとめをしたいと考えております。できますれば

その後、引き続き分科会を行いまして、分科会でもご議論いただいて、報告の取りまとめをしていただければと考えております。

それで、大変恐縮でございますけれども、先ほど部会長からもお話ございましたけれども、これについてのご意見を、非常に尚早、短期間で申しわけございませんけれども、来週の木曜日、26日までということをお願いできませんでしょうか。それをいただきまして、それを踏まえて、少し部会長と私どものほうで、この案を見直しをさせていただきまして、年明け早々に、先ほど申し上げましたが、ご意見募集という形で2週間ちょっと、3週間ぐらいになるかと思っておりますけれども、そのぐらいの期間かけて、パブリックコメントを実施をしたいと思っております。それを踏まえて、2月3日にその意見も踏まえた修正案を提出したいと考えておりますので、大変短時間で恐縮でございますけれども。

当然今日、この場でご意見をいただいたものについては検討させていただきますので、それ以外に何かございましたら、是非ご意見いただければと思います。一応そういうことで進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次回につきましては、先ほどご紹介いたしましたとおり、1月20日1時からということで、場所はこの場所でございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、最後に今日の議事につきましては、議事録を取りまとめましてから、先生方にご確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。予定の時間よりやや早く終了いたしましたけれども、本日皆様方からご意見をいろいろ出していただき、ありがとうございます。是非、今事務局からご紹介がありましたように、今後の進め方でやや急なんですけれども、本年度の御用納めの前までと、事務局もちょっと来年度予算とかいろいろでご多用ですので、そこまでにご提出をお願いしたいと思います。

本日のご意見に関しては、記録がございますけれども、再確認のためであれば、これは事務局宛てでよろしゅうございますか。

【事務局】 はい。

【部会長】 事務局宛てにメールにてご意見等を提出いただくということにさせていただきたいと思っております。

では、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。これで終了したいと存じます。

— 了 —